

お知らせ information

2023 6

■木造住宅耐震診断、改修補助が受けられます

市では、木造住宅の「耐震診断」や「耐震改修」を行う方に、費用の一部を補助します。

●建築基準法、その他関係法令に違反する事項がない住宅
補助金額／耐震診断に要する経費の3分の2(上限6万円)
申込み期限／9月1日(金)

■木造住宅耐震診断補助

市内に住所がある方が所有し、次の全ての要件に該当する木造住宅

●昭和56年5月31日以前に着工された、地上2階建て以下の戸建て住宅、または店舗併用住宅

■木造住宅耐震改修補助

市内に住所がある方が所有し、診断補助の要件に加え、次の全ての要件に該当する木造住宅

●外壁の中心から隣地または道路の境界線までの距離が、7メートル以内の住宅
●耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
補助金額／上限30万円(耐震改修工事の経費により補助金額が変わります)
申込み期限／9月1日(金)
※耐震改修を行うと、申請により、対象物件の固定資産税が減額となる場合があります。

●問い合わせ

市都市整備課建築指導グループ
☎23・6466

■国民年金「学生納付特例制度」のご案内

20歳以上の方は、国民年金に必ず加入し、保険料を納めることが義務付けられています。しかし、保険料を納めることが困難な学生の方については、「学生納付特例制度」があります。申請し承認されると、保険料の納付が猶予されます。

対象

大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学している20歳以上の方で、前年の所得が128万円+(扶養

親族数×38万円)で計算した額以下になる方
手続きに必要なもの／学生証(コピー可)または在学証明書(原本)、マイナンバーまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
※スマートフォンでマイナンバーから電子申請も可能です。(事前にマイナンバーの「利用者登録」が必要です。)

その他

制度を利用するには、毎

年度の申請が必要です。令和4年度に申請した方で、令和5年4月以降の猶予を希望する方は、早めに申請してください。また、申請日から遡って2年1ヶ月前以降の申請が可能です。未申請期間がある方は、早めに申請してください。

申し込み・問い合わせ

・市総合窓口課保険年金グループ
☎23・6410
・市内年金事務所国民年金課
☎32・1941

■歯と口の健康週間について

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です。歯周病は、50代以上の約8割の方がかかっていると言われ、やがて歯が抜け落ちてしまう病気として知られています。

たかが歯周病と侮らせず、正しい歯磨きや定期的な歯科検診を行い、健康維持に努めましょう。

■歯周病が全身に及ぼす怖い影響

歯周病菌は、歯茎の血管から全身に運ばれることで、様々な影響を及ぼします。また、お口から直接気管支や肺に入り、呼吸器に影響を与えることもあります。

●糖尿病

歯周病は血糖値を下げるインスリンの働きを妨げ、糖尿病になると、歯茎に炎症が起りやすくなります。

●脳梗塞・心臓病

歯周病菌が血管を狭め、動脈硬化を起し、血管が詰まりやすくなります。

●誤嚥性肺炎

歯周病菌が混ざった唾液や食物は、気管から入り込み誤嚥性肺炎を起しやすくなります。飲み込みが悪くなった方は特に注意が必要です。

歯周病は、歯と歯茎の境目に着いた歯垢(細菌の塊)が原因です。毎日歯磨きをしても、歯周病になってしまうのは「磨いていない」ように「磨けていない」からかもしれません。一番重要なのは「歯と歯茎の境目」です。ただこするのではなく、歯垢を取り除くことを意識して磨きましょう。

《歯磨きのポイント》

- ・歯と歯茎の境目を磨く
- ・歯ブラシを細かく動かす
- ・力を入れすぎない
- ・磨く順番を決め、歯の全部の面を磨く
- ・就寝前は、特にゆっくり丁寧に

問い合わせ

市健康づくり課健康推進グループ
☎23・4000



■令和5年度市・道民税納税通知書を送付します

本市において課税される方の納税通知書は、6月9日(金)に送付します。6月20日(火)までに納税通知書が届かない場合は、ご連絡ください。

◎令和5年度から適用される改正点

住宅ローン控除の適用期限の延長や控除率の見直しが行われています。詳しくは、納税通知書や市ホームページでご確認ください。

◎市税の納付方法が拡充されました

令和5年度から電子納付

が始まりました。各種スマホ決済アプリからeL・QR(二次元バーコード)を読み取るか、「地方税お支払いサイト」へアクセスすることで納付が可能です。

今までもおり、金融機関、コンビニエンスストア、市役所、各支所での納付も可能です。口座振替を希望する方は、金融機関に必要書類を提出してください。

問い合わせ

市税務課市民税グループ
☎23・6392

■季節労働者向けの技能講習を開催します

季節労働者の通年雇用に向けた取り組みとして、下記日程で講習を開催します。

費用

季節労働者に限り無料
申し込み期限／各講習日の15日前
(土日、祝日の場合は、その前の平日)

申し込み・問い合わせ

市内地方通年雇用促進協議会(総合勤労者会館内)
☎73・3230



講習名	日程
小型移動式クレーン	7月 4日(火) ~ 6日(木)
フォークリフト 11時間	7月10日(月) ~ 11日(火)
フォークリフト 31時間	7月10日(月) ~ 14日(金)
玉掛け	7月18日(火) ~ 20日(木)
車両系建設機械(整地) 14時間	7月24日(月) ~ 25日(火)
車両系建設機械(解体) 5時間	7月26日(水)